

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十九年七月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
一般社団法人 Superme	生駒郡平群町上 庄三丁目一番一 八号	重症心身障 がい児デイ サービスも もたろう	奈良市菅原町 三七七一六	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年六月 三十日